

2022年1月28日

各位

株式会社 紀陽銀行

紀陽スマートアプリ「キヨスマ！」における  
「お取引明細」および「口座番号連絡書」PDF出力機能の追加について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当行は、サービスの利便性向上を目的とし、通帳レス口座「スマ通帳。」をご利用のお客さまを対象に、紀陽スマートアプリ「キヨスマ！」残高・入出金明細照会サービス（以下、本サービス）において、「お取引明細」および「口座番号連絡書」のPDF出力機能を下記のとおりリリースします。また、本件に伴い、『通帳レス口座「スマ通帳。」利用規定』を改定いたします。

記

1. PDF出力機能について

(1) ご利用になれるお客さま

通帳レス口座「スマ通帳。」をご利用のお客さま

(2) PDF出力の対象について

ア. お取引明細

本サービスでの照会可能期間\*のうち、最大13ヶ月間の「お取引明細」を出力できます。

\*「スマ通帳。」をご利用の場合、切替時点より取引明細が蓄積され、最大25ヶ月前の取引明細が照会できます。



イ. 口座番号連絡書

本サービスに、登録された口座の情報を出力できます。



※各PDFを各種お届けに使用する場合、事前に使用可否をお届け先にお問い合わせください。

2. 利用規定の改定について [改定詳細：別紙1](#) [改定後規定：別紙2](#)

本件に伴い、『通帳レス口座「スマ通帳。」利用規定』を改定します。

3. リリース日

2022年2月1日（火）

以上

## 通帳レス口座「スマ通帳。」利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
<p>第 1 条 通帳レス口座について (中略)</p> <p>4. 通帳レス口座は、有通帳口座同様、現金自動預払機（以下、ATM）、や個人向けインターネットバンキングサービス「紀陽ダイレクト」および当行本支店窓口（以下、店頭）にてお取引いただきます。ただし、ATM を使用した通帳によるお取引（振替入金、定期入金等）はご利用いただけません。</p> <p>通帳レス口座は、普通預金通帳および総合口座通帳を対象とします。</p> <p>5. 通帳レス口座は、『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』を通じ、明細毎に文字情報等をメモとして登録することができます。登録したメモ情報は、『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』に限り編集・照会・出力することができ、紀陽ダイレクトや店頭では編集・照会（開示）・出力できません。また、絵文字や一部の特殊文字等、機種に依存したメモ情報は正しく表示されない場合があります。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>第 1 条 通帳レス口座について (中略)</p> <p>4. 通帳レス口座は、有通帳口座同様、現金自動預払機（以下、ATM）、や個人向けインターネットバンキングサービス「紀陽ダイレクト」および当行本支店窓口（以下、店頭）にてお取引いただきます。ただし、ATM を使用した通帳によるお取引（振替入金、定期入金等）はご利用いただけません。</p> <p>通帳レス口座は、普通預金通帳および総合口座通帳を対象とします。</p> <p>5. 通帳レス口座は、『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』を通じ、明細毎に文字情報等をメモとして登録することができます。登録したメモ情報は、『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』に限り編集・照会することができ、紀陽ダイレクトや店頭では編集・照会（開示）できません。また、絵文字や一部の特殊文字等、機種に依存したメモ情報は正しく表示されない場合があります。</p> <p>(以下、省略)</p>

## 通帳レス口座「スマ通帳。」利用規定

(2022年2月現在)

通帳レス口座「紀陽スマート通帳（スマ通帳。）」（以下、通帳レス口座）は、次の規定（以下、関連規定）によるほか、次項以降の定め（以下、本規定）により取扱います。なお、本規定では従来の通帳発行式口座を「有通帳口座」といいます。

## 第1条 通帳レス口座について

1. 通帳レス口座とは、通帳・照合表の発行に代えて『紀陽スマートアプリ（以下、キヨスマ!）「残高・入出金明細照会サービス」』等を利用し、お客さまご自身の操作により残高・入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。
2. 通帳レス口座は、通帳・照合表を発行いたしません。お申込みには当行所定の条件があるほか、『キヨスマ!「残高・入出金明細照会サービス」』へ対象口座を登録されることが必要です。
3. 通帳レス口座は、新規口座開設時に選択いただけるほか、お手持ちの有通帳口座からの切替も可能です。
4. 通帳レス口座は、有通帳口座同様、現金自動預払機（以下、ATM）、や個人向けインターネットバンキングサービス「紀陽ダイレクト」および当行本支店窓口（以下、店頭）にてお取引いただきます。ただし、ATMを使用した通帳によるお取引（振替入金、定期入金等）はご利用いただけません。通帳レス口座は、普通預金通帳および総合口座通帳を対象とします。
5. 通帳レス口座は、『キヨスマ!「残高・入出金明細照会サービス」』を通じ、明細毎に文字情報等をメモとして登録することができます。登録したメモ情報は、『キヨスマ!「残高・入出金明細照会サービス」』に限り編集・照会・出力することができ、紀陽ダイレクトや店頭では編集・照会（開示）・出力できません。また、絵文字や一部の特殊文字等、機種に依存したメモ情報は正しく表示されない場合があります。

## 第2条 有通帳口座から通帳レス口座への切替

1. 切替は、キヨスマ!内の操作または、店頭にて承ります。切替時点で未記帳明細がある場合、切替後は、切替前の通帳に記帳することができません。また、店頭の場合、当行所定の書類（記名押印）の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードおよび通帳の提示が必要です。
2. 総合口座は、普通預金および総合口座定期預金をあわせ、通帳レス口座となります。
3. 切替された時点で、お手元の通帳はご利用いただけなくなります。

## 第3条 通帳レス口座から有通帳口座への切替

1. 切替は、店頭にて承ります。当行所定の書類（記名押印）の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『キヨスマ!「残高・入出金明細照会サービス」』における有効な口座情報の提示が必要です。
2. 総合口座は、普通預金および総合口座定期預金をあわせ、有通帳口座となります。
3. 新たに発行する通帳には、切替以降のお取引内容を記帳します。
4. 切替には当行所定の通帳発行手数料を申し受けます。

#### 第4条 預金の受入れ

通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当行所定の書類（記名）の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』における有効な口座情報の提示が必要です。ご提示がない場合、当行所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

#### 第5条 預金の払戻し等

1. 店頭における通帳レス口座の普通預金の払戻し、または総合口座定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の書類（記名押印）の提出のほか、対象となる預金口座の『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』における有効な口座情報の提示が必要です。
2. 前項の手續に加え、払戻しまたは解約を行うことに正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるきは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約を行いません。

#### 第6条 預金口座の解約

1. 通帳レス口座の解約は、店頭にて承ります。当行所定の書類（記名押印）の提出のほか、対象となる預金口座の『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』における有効な口座情報の提示が必要です。
2. 前項の手續に加え、解約を行うことに正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
3. 通帳レス口座を解約した時点で『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』では、対象となる預金口座の残高・入出金明細の確認ができなくなります。ご希望のお客さまには、店頭にてお取引明細を発行いたします。なお、お取引明細の発行には、当行所定の明細発行手数料を申し受けます。

#### 第7条 残高・入出金明細等の確認にかかる留意事項

1. 通帳レス口座を『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』より削除（退会を含む）する場合、各種事情により同サービスがご利用できない場合は、有通帳口座への切替が必要となります。
2. 『キヨスマ！「残高・入出金明細照会サービス」』に表示する期間は、当行所定の期間とします。
3. お使いの端末およびソフトウェアのバージョン・ブラウザによっては、キヨスマ！をご利用いただけない場合があります。また、システムメンテナンス時はご利用になれません。詳細は当行ホームページをご確認ください。

#### 第8条 規定の変更

1. この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合は、店頭表示、ホームページ、その他相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## 第9条 準拠法・管轄

本サービスに基づく諸取引の契約準拠法は、日本法とします。本サービスに関して、訴訟の必要が生じた場合には、当行本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上